

別紙

諮問第1649号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「『〇〇会』政治資金収支報告書（令和3年）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都選挙管理委員会が令和4年4月28日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇会」（以下「本件政治団体」という。）から提出された令和3年分政治資金収支報告書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条1号に該当することを理由として本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和4年8月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年11月4日に実施機関から理由説明書を、同年12月19日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年7月26日（第239回第一部会）に審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 政治資金規正法について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）12条1項では、政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）を、その日の翌日から3月以内に、政治団体の活動区域に応じて都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。

法20条1項では、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければならないが、また、当該報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとする旨規定されている。

法20条の2第2項では、何人も、収支報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあっては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあっては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる旨規定されている。

法20条の3第1項では、収支報告書等で当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）3条の規定による開示の請求があった場合においては、当該要旨が公表される日前は同法9条1項の決定を行わない旨規定され、また、法20条の3第3項では、都道府県は、同条1項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする旨規定されている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示決定について

本件対象公文書は、本件政治団体が、法12条1項の規定により、令和4年3月〇日、実施機関に提出した令和3年分収支報告書である。

実施機関は、本件開示請求に対して本件対象公文書を特定し、本件開示請求のあった同年4月26日において法20条1項の規定による要旨の公表を行っていない収支報告書であることから、法20条の3第3項の規定を踏まえると、法令等の定めるところにより公にすることができないと認められる情報であり、条例7条1号に

該当するとして、本件非開示決定を行った。

なお、実施機関によると、同年11月17日に、本件政治団体のほか、実施機関に届出がなされている政治団体の収支報告書の要旨をまとめて東京都公報に掲載したとのことである。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、収支報告書について、法は、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとするとして規定しており、11月30日前に公表してはいけないという規定はないから、本件対象公文書を開示すべきであると主張する。

これに対し、実施機関は、法20条の3第1項では、収支報告書等で当該報告書の要旨が公表される前のものについては、情報公開請求に対し開示決定を行わないと規定され、同条3項では、都道府県は同条1項の規定の例により収支報告書等の開示を行うものとするとして規定されていると説明する。

また、開示請求をされた政治団体の収支報告書のみを先に公表すると、法20条の2第2項により閲覧等の期間が公表日から3年間と定められているところ、団体によって閲覧等の時期が異なることとなり都民にとって分かりにくいこと、また、実施機関が独自に、どの団体を先に公表するかを決めることとなり公平性の面から問題があることを説明するとともに、まとめて公表することでマスコミ報道により都民の関心を引くことができ、政治資金の透明性確保に資することができることを説明する。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、実施機関に届出がなされている政治団体の令和3年分収支報告書については、令和4年11月17日に、本件政治団体を含む各団体の収支報告書の要旨がまとめて東京都公報に掲載されるとともに、各団体の収支報告書が実施機関のホームページに掲載されたことが確認できた。

以上のことを踏まえて審査会が検討するに、本件対象公文書は、法20条の3第1項において、収支報告書等で当該報告書の要旨が公表される前のものについては、当該要旨が公表される日前は開示決定を行わないと規定され、同条3項において、都道府県は同条1項の規定の例により収支報告書等に係る情報の開示を行うものとするとして規定されている収支報告書であることが認められる。

そして、本件開示請求のあった令和4年4月26日時点では、本件対象公文書を含

む令和3年分収支報告書の要旨が公表されていなかったことから、本件対象公文書は、法20条の3第1項及び同条3項の規定により開示決定を行わない時期に開示請求があったものであるため、法令の定めるところにより公にすることができないと認められる情報で、条例7条1号に該当するので、実施機関が行った本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環